

令和元年9月富津市議会定例会
議案等資料

令和元年8月28日

富津市

令和元年9月富津市議会定例会議案等資料一覧表

| 番 号 | 件 名 | 頁 |
|----------|-------------------------|----|
| | 令和元年9月富津市議会定例会議案等概要 | 1 |
| 議案第2号資料 | 富津市手数料条例新旧対照表 | 5 |
| 議案第3号資料 | 富津市印鑑条例新旧対照表 | 8 |
| 議案第4号資料 | 富津市火災予防条例新旧対照表 | 11 |
| 議案第5号資料 | 富津市消防手数料条例新旧対照表 | 14 |
| 議案第6号資料 | 令和元年度防災情報通信ネットワーク整備工事概要 | 21 |
| 議案第17号資料 | 市道路線の変更路線図 | 22 |

令和元年9月富津市議会定例会議案等概要

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|-------|--|------|
| 議案第1号 | <p>富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について (提案理由) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)が施行されることに伴い、会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。 (施行日) 令和2年4月1日。一部公布の日</p> | 総務部 |
| 議案第2号 | <p>富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)により改正された住民基本台帳法が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p> | 総務部 |
| 議案第3号 | <p>富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が施行されること等に伴い、印鑑登録票に登録する事項の追加等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和元年11月5日</p> | 市民部 |
| 議案第4号 | <p>富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するよう、防火対象物の消防用設備等の状況が法令等に違反する場合に、その旨を公表することができることとするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和2年4月1日</p> | 消防本部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|-------|---|-------|
| 議案第5号 | 富津市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第12号)が施行されることに伴い、手数料の金額を改定するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和元年10月1日 | 消防本部 |
| 議案第6号 | 工事請負契約の締結について (提案理由) 令和元年度防災情報通信ネットワーク整備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。 | 総務部 |
| 議案第7号 | 令和元年度富津市一般会計補正予算(第3号) 補正額 $\Delta 76,372$ 千円 補正後の予算額 $19,105,460$ 千円 (主な事業) ・農作物被害対策事業 $11,228$ 千円 ・幼児教育無償化事業 $77,645$ 千円 ・小学校施設整備事業 $18,375$ 千円 | 総務部 |
| 議案第8号 | 令和元年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 $42,315$ 千円 補正後の予算額 $5,965,315$ 千円 (提案理由) 平成30年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では国民健康保険基金積立金を増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。 | 健康福祉部 |
| 議案第9号 | 令和元年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 補正額 $\Delta 3,834$ 千円 補正後の予算総額 $600,166$ 千円 (提案理由) 平成30年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。 | 健康福祉部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関 係 部 |
|--------|---|-------|
| 議案第10号 | 令和元年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） 補正額 128,886千円 補正後の予算総額 5,025,886千円 （提案理由） 平成30年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では介護保険給付費準備基金積立金、国庫負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするほか、債務負担行為の補正をするものである。 | 健康福祉部 |
| 議案第11号 | 平成30年度富津市一般会計歳入歳出決算の認定について （決算概要） 歳入決算額 17,656,267千円 歳出決算額 16,575,827千円 差引 1,080,440千円 （提案理由） 地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。 | 総務部 |
| 議案第12号 | 平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について （決算概要） 歳入決算額 6,105,002千円 歳出決算額 6,067,838千円 差引 37,164千円 （提案理由） 地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。 | 健康福祉部 |
| 議案第13号 | 平成30年度富津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について （決算概要） 歳入決算額 572,606千円 歳出決算額 569,062千円 差引 3,544千円 （提案理由） 地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。 | 健康福祉部 |

| 番 号 | 件 名 及 び 概 要 | 関係部 |
|--------|---|-------|
| 議案第14号 | <p>平成30年度富津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要)</p> <p>歳入決算額 5,055,692千円 歳出決算額 4,928,098千円 差引 127,594千円</p> <p>(提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p> | 健康福祉部 |
| 議案第15号 | <p>平成30年度富津市水道事業会計決算の認定について (決算概要)</p> <p>水道事業収益 2,583,209千円 水道事業費用 3,949,198千円 純損失 △1,365,989千円</p> <p>(提案理由) 地方公営企業法第30条第4項の規定により平成30年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p> | 総務部 |
| 議案第16号 | <p>平成30年度富津市温泉供給事業特別会計決算の認定について (決算概要)</p> <p>温泉事業収益 984千円 温泉事業費用 2,551千円 純損失 △1,567千円</p> <p>(提案理由) 地方公営企業法第30条第4項の規定により平成30年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p> | 建設経済部 |
| 議案第17号 | <p>市道路線（湊富士見台線）の変更について (提案理由)</p> <p>地域住民の利便性を確保すべく路線整備を図るため、市道湊富士見台線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。</p> | 建設経済部 |
| 報告第1号 | <p>平成30年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率の報告について (報告理由)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により平成30年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p> | 総務部 |

議案第2号資料

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）新旧対照表

| 現 行 | | | | | 改 正 案 | | | | |
|---|--------------------------|---|-------|------|---|--------------------------|--|-------|------|
| (手数料の名称及び金額) 第2条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） | | | | | (手数料の名称及び金額) 第2条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） | | | | |
| 区分 | 名称 | 事務の内容 | 単位 | 金額 | 区分 | 名称 | 事務の内容 | 単位 | 金額 |
| | | | | (略) | | | | | (略) |
| 21 | 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票（除かれた住民票を含む。）の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付（21の2に該当する場合を除く。） | 1通につき | 300円 | 21 | 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定による住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付（21の3に該当する場合を除く。） | 1通につき | 300円 |
| | | | | | 21の2 | 除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料 | 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において読み替えて準用する第12条の3第8項の規定による除票の | 1通につき | 300円 |

| | | | | |
|----------|----------------------------|---|-----------|------|
| | | | | |
| 21の 2 | 住民票の 写しの交 付手数料 | 住民基本台帳法第 12条第1項の規定 による住民票の写 しの交付（富津市印 鑑条例第14条第4 項に規定する多機 能端末機（以下「多 機能端末機」とい う。）による交付に 限る。） | 1通につ き | 200円 |
| | | | | (略) |
| 25 | 戸籍の附 票の写し の交付手 数料 | 住民基本台帳法第 20条第1項、第3項 又は第4項の規定 による <u>戸籍附票</u> （ <u>除かれた戸籍</u> の 附票を含む。）の写 しの交付 | 1通につ き | 300円 |

| | | | | |
|----------|------------------------------|---|-----------|------|
| | | 写し又は除票に記 載した事項に関す る証明書の交付（21 の3に該当する場 合を除く。） | | |
| 21の 3 | 住民票の 写しの交 付手数料 | 住民基本台帳法第 12条第1項の規定 による住民票の写 しの交付（富津市印 鑑条例第14条第4 項に規定する多機 能端末機（以下「多 機能端末機」とい う。）による交付に 限る。） | 1通につ き | 200円 |
| | | | | (略) |
| 25 | 戸籍の附 票の写し の交付手 数料 | 住民基本台帳法第 20条第1項、第3項 又は第4項の規定 による <u>戸籍の附票</u> （当該戸籍の附票 から <u>除かれた者の</u> 附票を含む。）の写 しの交付 | 1通につ き | 300円 |
| 25の 2 | 戸籍の附 票の除票 の写しの 交付手数 | 住民基本台帳法第 21条の3第1項、第 3項又は第4項の 規定による戸籍の | 1通につ き | 300円 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|-----|
| | | | | | |
| | | | | | (略) |

備考 1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

| | | | | | |
|--|---|-----------------|--|--|-----|
| | 料 | 附票の除票の写し の交付 | | | |
| | | | | | (略) |

備考 1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

議案第3号資料

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(登録資格等)</p> <p>第2条 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号_____）の規定により本市の_____住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人及び満15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第5条 市長は、申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、通称を含む。） _____の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名_____以外の事項を併せて表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他印形の変化しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの及び一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</p> <p>(5) 印面がき損又は摩滅しているもの</p> <p>(6) ふちがないもの</p> <p>(7) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(8) 印影の照合が困難と認められるもの</p> | <p>(登録資格等)</p> <p>第2条 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人及び満15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第5条 市長は、申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を併せて表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他印形の変化しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの及び一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</p> <p>(5) 印面がき損又は摩滅しているもの</p> <p>(6) ふちがないもの</p> <p>(7) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(8) 印影の照合が困難と認められるもの</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> |

- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 後見開始の審判を受けたとき。
- (4) 市外に転出したとき。
- (5) 婚姻等により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号の規定に該当することとなったとき。
- (6) 住民票が消除されたとき。

(印鑑登録証明)

第13条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影について証明するものとする。

2 前項の規定による証明は、印鑑登録票に登録されている印影の写し及び第6条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。

3 市長は、災害その他の理由により、前項の規定による証明を行うことができない場合は、規則で定めるところにより証明を行うことができる。

- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 後見開始の審判を受けたとき。
- (4) 市外に転出したとき。
- (5) 婚姻等により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号の規定に該当することとなったとき。
- (6) 住民票が消除されたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、登録してある印鑑を消除すべき事由が生じたとき。

(印鑑登録証明)

第13条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影について証明するものとする。

2 前項の規定による証明は、印鑑登録票に登録されている印影の写し及び第6条第1項第2号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。

3 市長は、災害その他の理由により、前項の規定による証明を行うことができない場合は、規則で定めるところにより証明を行うことができる。

議案第4号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第17条の3）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条～第22条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第23条～第28条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条～第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条～第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条～第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雑則（第43条～<u>第48条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第49条</u>・<u>第50条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第6章 雑則 （タンクの水張検査等）</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第17条の3）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条～第22条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第23条～第28条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条～第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条～第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条～第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雑則（第43条～<u>第49条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第50条</u>・<u>第51条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第6章 雑則 （タンクの水張検査等）</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> | <p>第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> |
| <p>(委任)</p> | <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p>第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> |
| <p>第48条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> | <p>第49条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> |
| <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第31条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第33条又は第34条の規定に違反した者</p> <p>(4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項の火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</p> | <p>第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第31条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第33条又は第34条の規定に違反した者</p> <p>(4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項の火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</p> |
| <p>第50条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p> | <p>第51条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p> |

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

議案第5号資料

富津市消防手数料条例（平成12年富津市条例第6号）新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|-----|--|--|------------|--------|--|-----|
| <p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号の事務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 消防法に基づく事務で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づき手数料を徴収する事務とされているもの 別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>(2) 富津市火災予防条例第47条の規定による指定数量未満のタンクの検査 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 水張検査 1件につき 6,000円</p> <p>イ 水圧検査</p> <p>(ア) 容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円</p> <p>(イ) 容量600リットルを超えるタンク 1件につき 11,000円</p> <p>(3) 消防諸証明 1件につき 300円</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | | 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 | | (略) | <p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号の事務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 消防法に基づく事務で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づき手数料を徴収する事務とされているもの 別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>(2) 富津市火災予防条例第47条の規定による指定数量未満のタンクの検査 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 水張検査 1件につき 6,000円</p> <p>イ 水圧検査</p> <p>(ア) 容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円</p> <p>(イ) 容量600リットルを超えるタンク 1件につき 11,000円</p> <p>(3) 消防諸証明 1件につき 300円</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | | 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 | | (略) |
| 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | |
| 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | |
| <p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>(1) 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超える50以下の屋内貯蔵所 2万円</p> | <p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> | <p>(1) 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超える50以下の屋内貯蔵所 2万円</p> | | | | | | | | |

| |
|---|
| <p>6,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6,000円</p> |
| <p>(2) 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円</p> <p>イ 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円</p> |
| <p>(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 57万円</p> |
| <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮</p> |

| |
|---|
| <p>6,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6,000円</p> |
| <p>(2) 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円</p> <p>イ 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円</p> |
| <p>(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 57万円</p> |
| <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮</p> |

き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。）第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が
1,000キロリットル以上5,000
キロリットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 88万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上1万
キロリットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 107万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1
万キロリットル以上5万キロ
リットル未満の特定屋外タン

き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。）第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（5）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が
1,000キロリットル以上5,000
キロリットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 88万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上1万
キロリットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 107万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1
万キロリットル以上5万キロ
リットル未満の特定屋外タン

ク貯蔵所 120万円
 エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 152万円
 オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円
 カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 407万円
 キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 534万円
 ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 649万円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根

ク貯蔵所 120万円
 エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 152万円
 オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円
 カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 407万円
 キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 534万円
 ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 649万円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根

式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 118万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上1万
キロリットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 141万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1
万キロリットル以上5万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
158万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5
万キロリットル以上10万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
194万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10
万キロリットル以上20万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
226万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20
万キロリットル以上30万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き

式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 118万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上1万
キロリットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 141万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1
万キロリットル以上5万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
159万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5
万キロリットル以上10万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
195万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10
万キロリットル以上20万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
227万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20
万キロリットル以上30万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き

| |
|---|
| <p>蓋付特定屋外タンク貯蔵所 455万円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 582万円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 707万円</p> |
| <p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 593万円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 747万円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,090万円</p> |
| <p>(7) 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p> |

| |
|---|
| <p>蓋付特定屋外タンク貯蔵所 455万円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 582万円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 707万円</p> |
| <p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 593万円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 747万円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,090万円</p> |
| <p>(7) 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p>(8) 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6,000円 イ 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9,000円</p> <p>(9) 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円</p> <p>(10) 移動タンク貯蔵所（(11)に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p> <p>(11) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円</p> <p>(12) 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円</p> | | <p>(8) 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6,000円 イ 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9,000円</p> <p>(9) 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円</p> <p>(10) 移動タンク貯蔵所（(11)に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p> <p>(11) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円</p> <p>(12) 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円</p> |
| | (略) | | (略) |

議案第6号資料

令和元年度防災情報通信ネットワーク整備工事概要

- 1 工 事 名 令和元年度防災情報通信ネットワーク整備工事
- 2 工事場所 富津市小久保2774番地ほか
- 3 工 期 令和元年9月26日から令和2年3月13日まで
- 4 工事概要 デジタル対応設備への更新による再整備

<内訳>

(1) 屋外拡声子局設備

新設子局 2局

既設子局更新 47局 (鋼管柱更新43本・既存流用4本)

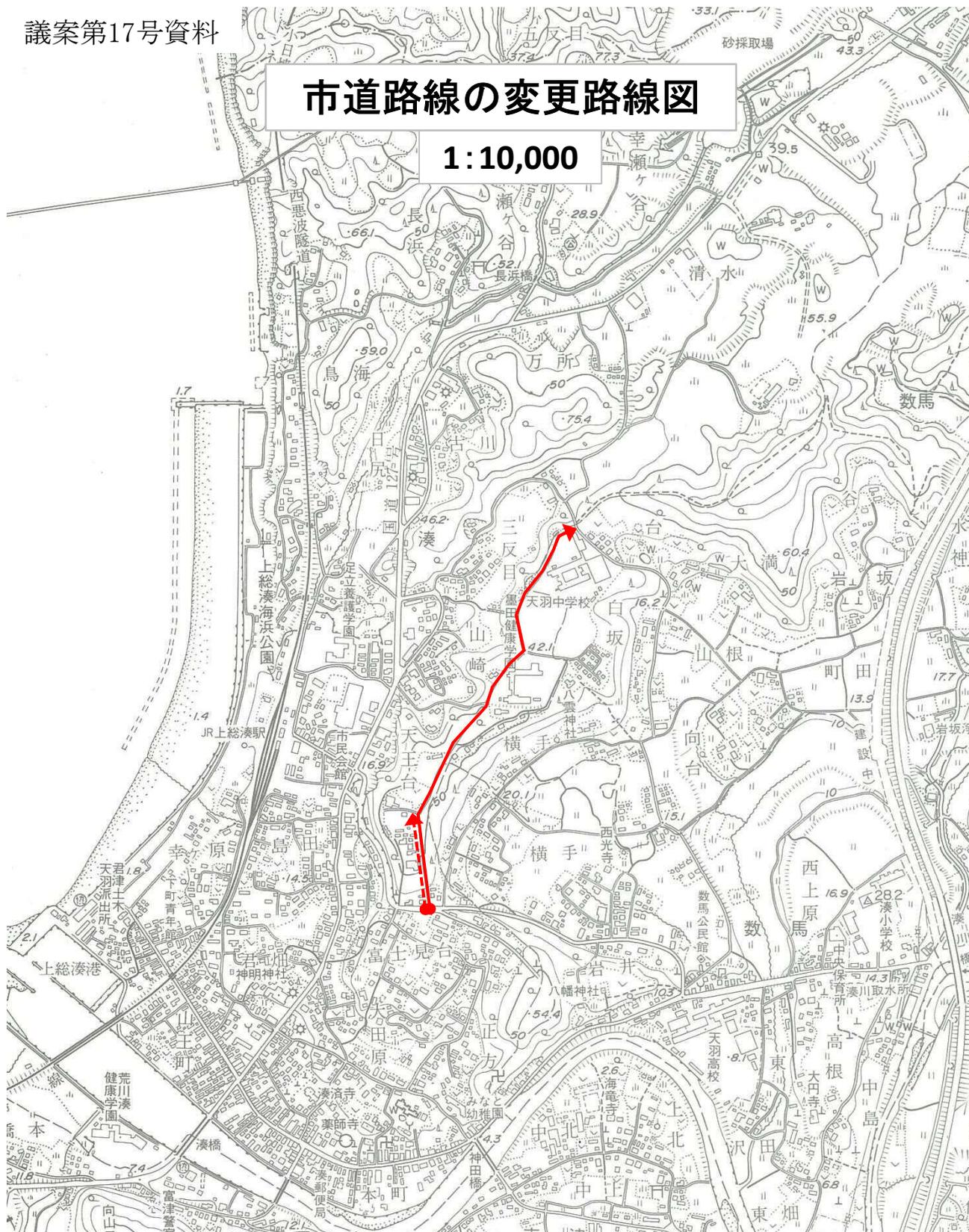
(2) 屋外拡声子局設備移設 4局

(3) 戸別受信機更新 100機

(4) 上記に関わるその他附帯工事一式

市道路線の変更路線図

1:10,000



| 議案番号 | 路線名 | 新旧 | 起点 | 終点 | 延長(m) | 幅員(m) | 凡例 |
|--------|--------|----|-------------------|------------------|-------|---------|-------|
| 議案第17号 | 湊富士見台線 | 旧 | 湊字富士見台 494番2地先 | 湊字天王台 697番5地先 | 185.0 | 3.5~5.6 | ●---→ |
| | | 新 | 湊字富士見台 494番2地先 | 湊字新田 879番1地先 | 852.0 | 4.5~5.8 | ●→ |

